

「個人情報取扱事務委託基準の一部改正に伴う建設部での取扱い」 に関するFAQ

R8. 3時点

長野県建設部建設政策課技術管理室

番号	問い合わせ内容	回答
1	<p>HPでは、「受託者は、業務計画書において、(中略)個人情報の安全管理措置を記載する。記載にあたっては、参考様式「個人情報の管理体制等報告書」の記載事項を網羅すること。」の記載があり、「参考様式 個人情報管理体制等報告書」が公開されています。</p> <p>「個人情報管理体制等報告書」の提出は求められていないように解釈できますが、業務計画書に記載すればよろしいのか、業務計画書の記載とは別に「個人情報管理体制等報告書」を提出する必要があるのでしょうか。</p>	<p>業務計画書に記載いただければ、「個人情報管理体制等報告書」を提出いただく必要はありません。</p>
2	<p>HPでは、『契約書に「個人情報取扱特記事項」が添付されており、個人情報を取り扱う業務は全て対象となります。』との記載があります。個人情報とは、「特定の個人を識別できる情報」と認識しておりますが、受発注者の名刺やメールアドレス等の受発注者の情報も含まれるのでしょうか。</p>	<p>受発注者の情報については、本取扱いの対象とはなりません。</p>
3	<p>特記事項第5には「個人情報を取り扱う場所を定め、業務の着手前に、書面により委託者に報告しなければならない」とあります。基本的には、受託者の会社所在地を報告ということかと思いますが、ここでいう「業務の着手前」とは、「契約後、業務計画書提出時」を想定しているということでしょうか？</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p> <p>なお、業務途中で、受託者が個人情報を取り扱う必要が生じた場合は、その時点となります。</p>
4	<p>特記事項第8の5において、再委託の相手方に対する「監督」を、再委託契約に規定するよう示されていますが、この「監督」とはどういった内容を指すのでしょうか。</p>	<p>個人情報保護法の事務対応ガイド(個人情報保護委員会)では、「委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に特記事項に記載されているような安全管理措置を講じさせるとともに、委託先を通じて又は委託元自らが作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地監査又は調査により確認する」とされています。</p> <p>「監督」とは、これらの措置を広く捉えているものと考えており、再委託先に対しても委託先に対する対応と同等の措置を行うことが必要です。</p>
5	<p>特記事項第13において、「委託者は、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、受託者に対して必要な報告を求め、随時に実地監査又は調査をし、又は受託者に対して指示を与えることができる」とありますが、実地監査又は調査のために、委託者が受託者の会社を訪問する必要があるのでしょうか。</p>	<p>建設部発注業務では、「実地監査又は調査による確認」を、「個人情報取扱状況調査書の提出による確認」に代えています。「個人情報取扱状況調査書の提出」については、建設部発注業務での取扱い(3)のとおりです。</p>